

令和2年度事業概要

(2020年度)



武蔵野市男女平等推進拠点

武蔵野市立男女平等推進センター

目 次

I. 施設概要	
1. 概要	2
2. 利用案内	2
3. 施設利用状況	3
II. 事業概要	
1. 実施事業一覧	4～5
2. 男女平等推進施策	6～17
○武蔵野市第四次男女平等推進計画	
○性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボー ムサシノシ宣言	
○男女平等推進審議会	
○男女平等に関する苦情処理委員会	
○男女平等推進センター主催事業	
○男女共同参画週間事業	
○女性に対する暴力をなくす運動事業	
○男女平等庁内推進会議	
○男女平等職員研修	
○男女平等推進センター企画運営委員会	
3. 情報収集・発信	17～20
○パネル展示他	
○男女平等推進情報誌『まなこ』	
○図書・収集資料関連	
4. 団体活動支援	20
○男女平等推進団体活動補助金	
○男女平等推進団体交流会	
5. 相談	21～22
6. 調査研究	22
○武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会	
III. 資料	
○武蔵野市男女平等推進団体一覧	23
○武蔵野市男女平等推進団体登録要綱	23
○武蔵野市男女平等の推進に関する条例	24～28
○沿革	29～31

I. 施設概要

1. 概要

名 称 武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい

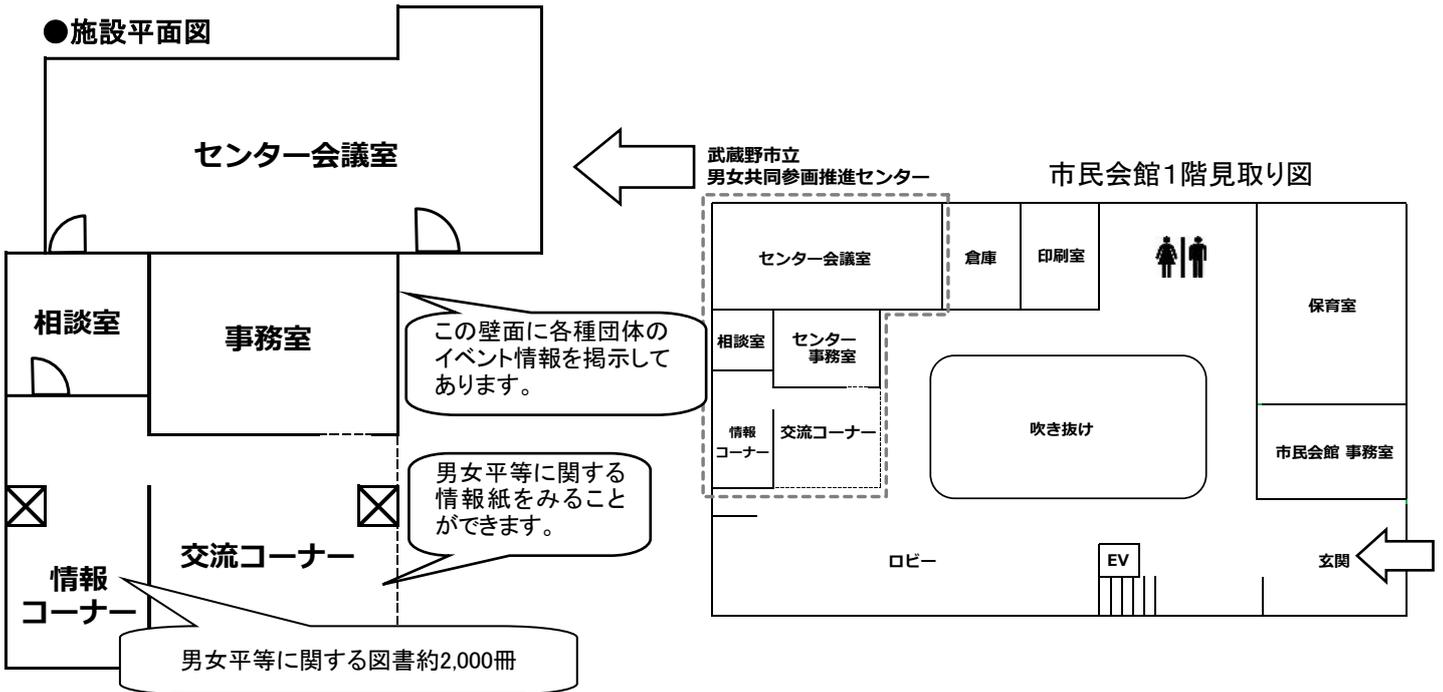
所 在 地 東京都武蔵野市境2-3-7 市民会館1階

目 的 男女平等社会のまちづくりの実現を目指す武蔵野市の拠点施設として、情報発信や学習、交流の促進を行います。

開設年月日 1998(平成10)年11月1日

移転年月日 2016(平成28)年10月1日

占有面積 159㎡



2. 利用案内

開館時間 9:00~22:00

休館日 木曜日・12月29日~1月3日

●施設名・定員・設備等

施設名	定員	設備と機能
①情報コーナー		男女平等関連図書、雑誌、情報誌、行政資料の閲覧と貸し出し
②交流コーナー	8名程度	学習や読書、打ち合わせ等に利用できるオープンスペース
③掲示コーナー		国・地方自治体・市内及び各地の団体・グループ・個人のお知らせや催し物などの案内を掲示してあります。
④相談室(21ページ参照)	4名	専門相談員と相談室での面談または電話で相談することができます。
⑤会議室	38名程度	市民、市民団体等の会合やセミナーなど活動の場として使用できます。
⑥印刷機(市民会館)		男女平等推進登録団体の活動に必要な印刷ができます。
⑦団体活動用ロッカー		男女平等推進登録団体の活動に必要な物品等の保管ができます。

*①~⑤はどなたでも利用できます。⑥⑦は武蔵野市の男女平等推進に寄与する団体に限ります。詳細は当センターまでお問い合わせください。

●会議室利用案内

利用できる人 市内在住、在勤、在学、市民団体(市民を含む団体)

利用時間と使用料	午前 9時～12時	800円
	午後 13時～17時	1,200円
	夜間 18時～22時	1,400円
	全日 9時～22時	2,800円

利用規定 会議室を利用できるのは、構成員が5人以上で、原則として2分の1以上が武蔵野市に在住・在勤・在学している営利を目的としない団体です。個人の場合は、5人以上のかつ、半数以上が市内在住・在勤・在学であることが必要です。

内容		予約期間	使用料
①	男女平等社会の実現に向けて活動する市民または市民団体が、男女平等の推進を目的として使用する場合	使用する月の2か月前の初日から使用日の前日まで	半額
②	①以外の市民又は市民団体が使用する場合	使用する月の2か月前の20日から使用日の前日まで	全額 (社会教育関係団体、公益的団体は半額)
③	①・②以外の方が使用する場合 (営利活動と認められるものは使用できません)	使用する月の1か月前の初日から使用日の前日まで	全額

予約申込 男女平等推進センター窓口で申込申請書に記入後、使用料をお支払いください。申請は、午前9時から午後8時まで受け付けます。会議室の空き状況は、電話でもお問い合わせいただけます。当日の受付はできません。

●コピー機・印刷機・ロッカー利用案内

《コピー機》 同じフロアーの市民会館印刷室にあります。(有料 1枚10円 用紙 B5 A4 B4 A3)

《印刷機》 市民会館印刷室にあります。武蔵野市男女平等推進団体は割引料金で利用できます。最大A3を印刷することができます。用紙は持ち込みで、製版1回につき50円 印刷枚数100枚まで50円、それ以上は100枚ごとに50円かかります。

《ロッカー》 武蔵野市男女平等推進団体として登録された団体が無料で1年間使用できます。令和2年度は5団体でした。

3. 施設利用状況

令和2年度月別利用人数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
会議室	12	2	75	187	150	176	227	181	211	125	155	153	1654
情報交流コーナー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	12	2	75	187	150	176	227	181	211	125	155	153	1654

※新型コロナウイルス感染症への対応のため、情報交流コーナーを閉鎖。

II. 事業概要

1. 令和2年(2020)年度 実施事業一覧

事業名	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
講座		4日(土) ママ・パパ・子どもで 家事シェアしません か(中止)				22日(土) 〈オンライン講座〉 しっかり学んで、家 族で話そう。思春期 のカラダとココロ	1日(火) 〈オンライン講座〉悩 む女性のためのサ ポート講座 DV被 害、離婚について考 える②
						28日(金) 〈オンライン講座〉悩 む女性のためのサ ポート講座 DV被 害、離婚について考 える①	29日(火) 〈オンライン講座〉子 育てママのための社 会学&コーチング①
イベント 等						22日(土) インターンシップの 受入	
				5日(金) 男女平等 推進審議会①	9日(木) 男女平等 推進審議会②	6日(木) 男女平等 推進審議会③	4日(金) 男女平等 推進審議会④
男女平等 推進審議会			5日(金) 市長から「パートナ ーシップ制度導入に関 することについて」諮 問				
まなこ					コロナウイルス感染症拡大防止のため 109号発行延期		
男女平等推進 センター企画 運営委員会							15日(火) 企画運営委員会①
庁内推進会議 & 庁内研究会			26日(金) 庁内推進会議幹事会 (書面開催)	15日(水) 庁内推進会議 (書面開催)			
相談事業	※女性総合相談(毎月実施、4月7日～5月26日(緊急事態宣言による)電話のみ) 第1土曜日①13:00～ ②14:00～ ③15:00～ 第2金曜日①18:00～ ②19:00～ ③20:00～ 第4火曜日①9:00～ ②10:00～ ③11:00～						
事務関係	10日(金)～ 新刊図書展示				20日(月)～ テーマ別図書展示 「子どもの性教育」		25日(金)～ テーマ別図書展示 「子育て」

10月	11月	12月	1月	2月	3月
5日(月) 〈オンライン講座〉子育てママのための社会学&コーチング②	1日(日) 離婚に関する法律知識	4日・11日・18日(金) 文章カントリーング講座	24日(日) 〈オンライン講座〉母と娘のちよどよい距離感を考える	2日(火) 再就職講座 アサーティブを学ぼう！in武蔵野	7日(日) 男女共同参画フォーラム2020 竹信三恵子さん講演会 「コロナ禍の新しい暮らし、幸せのカタチ」 YouTube配信 (3/19~4/30)
18日(日) 源氏物語を読む 最も華麗な王朝絵巻の世界「玉鬘十帖」	14日(土) 〈オンライン講座〉夫婦で家事シェア！ 17日(火) 〈オンライン講座〉デートDV「その恋本当に大丈夫？」(成蹊大学と共催) 28日(土) 女性のための離婚に関する無料法律相談会		31日(日) 〈シネマプレイス〉「弟の夫」 同時開催 LGBTQ関連図書展示	20日(土) 男女共同参画フォーラム2020 映画「ピリプ」上映会 21日(日) 男女共同参画フォーラム2020 映画「わたしのヒーロー」オンライン上映会&意見交換会	
15日(木) ハタラクカイギ2020「60歳からの、ワーク&ライフ充実術！」 動画公開	13日(金)~17日(火) 武蔵野プレイスギャラリー			9日(火) 職員実務者研修 「アライ」って何だ？	
16日(金)~21日(水) 市民会館文化祭センター紹介パネル展示	18日(水)~24日(火) 市民会館ロビー 25日(水)~12月1日(火) 市役所ロビー 〈関連図書展示〉 5日(木)~30日(月) 中央図書館・吉祥寺図書館・武蔵野プレイスギャラリー 〈パールライトアップ〉 13日(金)~25日(水)				
5日(月) 男女平等推進審議会⑤	6日(金) 男女平等推進審議会⑥	10日(木) 男女平等推進審議会⑦	7日(木) 男女平等推進審議会⑧	8日(月) 男女平等推進審議会⑨	11日(木) 男女平等推進審議会⑩
		《パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ》 15日(火)~1月4日(月) パブリックコメント募集 19日(土)・21日(月) 市民説明会 18日(金)~1月8日(金) 職員アンケート			29日(月) 「パートナーシップ制度導入検討報告書」市長へ答申
		109号発行			110号発行
13日(火) 企画運営委員会②	10日(火) 企画運営委員会③	15日(火) 企画運営委員会④		16日(火) 企画運営委員会⑤	23日(火) 企画運営委員会⑥
		21日(月) 庁内研究会 (書面開催)			
※女性法律相談(毎月実施、5月緊急事態宣言中は中止、6月より電話による相談で再開、9月から面談による相談を再開) 第1土曜日 ①9:30~ ②10:10~ ③10:50~ ④11:30~			※にじいる電話相談(毎月実施) 第1水曜日 17:30~20:30 6月より面談による相談開始		
				15日(月)~ テーマ別図書展示 「竹信三恵子さん特集」	1日(日)~ 図書整理

2. 男女平等推進施策

○武蔵野市第四次男女平等推進計画 期間:令和元(2019)年度から令和5(2023)年度

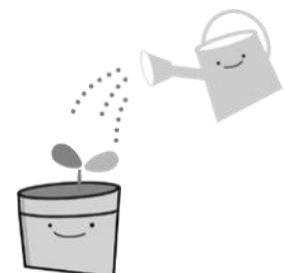
「すべての人が、互いに人権を尊重し性別等にかかわらずいきいきと暮らせるまちづくり」

本市では、平成29(2017)年3月に施行した「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、武蔵野市男女平等推進審議会が男女平等施策の推進状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら事業を推進してきました。しかし、社会慣行や政治の場などにおける男女の不平等感を感じている人は依然として多く、性別役割分担意識や男女間の賃金格差などの問題が根強く残っています。

このことから、「すべての人が、互いの人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」の実現を目指し、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、第四次男女平等推進計画を策定しました。



▲HPから閲覧できます。



○性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボー ムサシノシ宣言

武蔵野市では、「すべてのひとが、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を目指し、「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」に向け、次の取り組みを行ってまいります。

- ◇ 多様な性を生きる人々の声を聴きます。
- ◇ SOGIに関する職員人権研修を行います。
- ◇ LGBTやSOGIに関する正しい情報を発信します。
- ◇ LGBTやSOGIに関する差別・暴力は許しません。
- ◇ 多様な性を生きる人々に対して支援等を行います。

令和元年10月29日

武蔵野市長 松下玲子



▲2019年10月29日行われた職員研修にて



▲研修受講者へお渡ししている、レインボームサシノシ宣言ピンバッジ。

《用語解説》

※「性別等」とは・・・

人間の性には、からだの性や心の性、恋愛感情がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。この宣言では、「性別等」という表現で、男女の別だけではない多様な性のあり方を表しています。

※SOGI とは・・・

Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の頭文字をとった、人の属性を表す略称です。LGBT が特定の人を表すのに対し、異性愛の人も含めすべての人が持っている属性を表現しています。市ではSOGI をすべての人の人権の課題として捉えています。

※LGBT とは・・・

多様な性を生きる人々のうち、代表的な4つの枠組みを表す表現の頭文字を組み合わせた言葉です。

Lesbian＝レズビアン(女性同性愛者)、
Gay＝ゲイ(男性同性愛者)、
Bisexual＝バイセクシャル(両性愛者)
Transgender＝トランスジェンダー(身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)

この他にも、自分の性が分からない・決めたくないという人、どのような性の人にも恋愛感情や性的関心を抱かない人や反対に相手の性別を問わない人等、さまざまな人がいます。

X-gender＝エックスジェンダー(女性でも男性でもないという認識の人)

Questioning＝クエスチョニング(性自認や性指向が定まっていない人)

Asexual＝アセクシュアル(同性も異性も恋愛対象ではない人)

・・・その他にも多様な性を生きる人がいます。

○男女平等推進審議会

男女平等の推進について調査し、審議する目的で、学識経験者や公募市民ら12名以内をもって組織

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

敬称略・五十音順

	氏名	主な職歴・所属	区分
	伊藤 隆子	武蔵野硝子株式会社代表取締役	事業所関係
	大田 静香	武蔵野市助産師会会長	保健・医療
	小澤 泰斗	武蔵野市教育委員会統括指導主事	学校教育
◎●	権丈 英子	亜細亜大学副学長	学識
○●	小林 智子	武蔵野市行政不服審査会委員 弁護士(かえで通り法律事務所)	弁護士
	高木 紀子	公募委員(緑町在住)	公募市民
	竹内 寿恵子	むさしの男女平等推進市民協議会副会長	市民団体
	武田 謙吾	公募委員(桜堤在住)	公募市民
	中村 敏子	特定非営利活動法人 女性のスペース結 代表理事	相談関係
●	三上 義樹	高齢者介護総合福祉施設緑寿園 緑寿園ケアセンター 施設長	福祉関係
	渡辺 大輔	埼玉大学基盤教育研究センター 准教授	学識

◎会長・○副会長・●武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員会委員兼任

開催日	場所	主な会議内容等
令和2年 6月5日	Web会議	「パートナーシップ制度導入に関することについて」市長から諮問、Web会議 進行方法確認事項、審議予定、パートナーシップ制度に関する講話、武蔵野 市多様性の尊重に関する庁内研究会検討報告等について
令和2年 7月9日	Web会議	パートナーシップ制度の果たす役割、パートナーシップ制度導入検討にあ たり考えられる論点について
令和2年 8月6日	Web会議	パートナーシップ制度導入検討にあたり考えられる論点、第四次男女平等推 進計画進捗状況報告等(数値目標推進状況等)について
令和2年 9月4日	武蔵野 スイングホール (Web会議形式併用)	パートナーシップ制度導入検討における論点整理について
令和2年 10月5日	武蔵野プレイス (Web会議形式併用)	パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ(たたき台)について
令和2年 11月6日	武蔵野 スイングホール (Web会議形式併用)	パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ(案)について
令和2年 12月10日	武蔵野 スイングホール (Web会議形式併用)	パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ、第四次男女平等推 進計画推進状況報告(基本目標Ⅰ～Ⅳ)について

開催日	場所	主な会議内容等
令和2年12月15日 ～令和3年1月4日	-	パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめパブリックコメント
令和2年12月19日 令和2年12月21日	19日 武蔵野商工会館 21日 男女平等推進センター	パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ市民説明会
令和3年 1月7日	武蔵野プレイス (Web会議形式併用)	パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ、第四次男女平等推進計画推進状況報告(基本目標Ⅰ～Ⅳ)について
令和3年 2月8日	市民会館 (Web会議形式併用)	パートナーシップ制度導入検討報告書(案)、第四次男女平等推進計画推進状況報告(基本目標Ⅱ・Ⅲ)について
令和3年 3月11日	武蔵野 スイングホール (Web会議形式併用)	パートナーシップ制度導入検討報告書(案)、第四次男女平等推進計画推進状況の評価(基本目標Ⅰ～Ⅳ)、パートナーシップ制度導入検討報告書市長への答申について

○男女平等に関する苦情処理委員会

市が実施する男女平等の推進に関する施策や、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情申立てに対して、公正かつ適切に対応するため、審議会の委員3名で構成された委員会。

【令和2年度苦情申立件数】 0件

【令和2年度会議開催状況】 0回

○男女平等推進センター 主催事業

◆ママ・パパ・子どもで家事シェアしませんか

【日時】4月4日(土) 14:00~16:00

【場所】市民会館 集会室

【定員】30名 【対象】5歳から小学生の子どもとその保護者【託児】6か月以上未就学児10名

【講師】平山 順子さん(白百合女子大学生涯発達研究教育センター研究員)

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため中止。

内 容	参加人数	託児人数
家事労働が女性に偏りがちな歴史的要因、海外との比較などに触れ、家事を子どもや男性が担うことの重要性を認識し、実践につなげることを目指す講座。(※ワークショップも中止)	-	-

◆しっかり学んで、家族で話そう 思春期のカラダとココロ

【日時】8月22日(土) 14:00~15:30

【定員】30名 【対象】小学校高学年と中学生の保護者

【講師】大田 静香さん(武蔵野市助産師会会長、むさしのレディースクリニック助産師)

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため対面形式からオンラインに変更

内 容	参加人数	託児人数
思春期を迎える(迎えた)子の保護者にとって、我が子のココロとカラダの変化については分からない事や不安な事が多い。SNS時代を生きる思春期の子どもたちを取り巻く現状(カラダ、悩み、学校での教育内容、様々なリスク)などについて知ることで、親と子のコミュニケーションや、自分も相手も大切にできる大人になるためのコミュニケーションについて考える。	36名	-

◆悩む女性のためのサポート講座 DV被害、離婚について考える

【日時】第1回 8月28日(金) 第2回 9月1日(火) 各回10:00~11:30

【定員】20名 【対象】女性

【講師】第1回 吉祥 眞佐緒さん(一般社団法人エープラス代表理事)

第2回 赤石 千衣子さん(NPO法人しんぐるまざあずふぉーらむ理事長)

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため対面形式からオンラインに変更

回	内 容	参加人数	託児人数
1	夫との関係がづらい これってDV?	16名	-
2	離婚が頭をよぎったら	12名	-

◆子育てママのための社会学&コーチング講座

【日時】第1回 9月29日(火) 第2回 10月5日(月) 各回10:00~12:00

【定員】24名 【対象】未就学児・小学校低学年の子どもを育てる女性、原則として2回とも参加可能な方

【講師】第1回 瀬地山 角さん(東京大学教授)

第2回 菅原 裕子さん(NPO法人ハートフルコミュニケーション代表理事)

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため対面形式からオンラインに変更

回	内 容	参加人数	託児人数
1	子育てはママの仕事か?! 炎上CMに見る男女の描かれ方(社会学講義)	26名	-
2	子どもの自立を育むコミュニケーション(子育てコーチング)	27名	-

◆ **ハタラクカイギ2020「60歳からの、ワーク&ライフ充実術！」**(産業振興課・高齢者支援課・子ども政策課共催)

【日時】10月15日(木) 動画視聴講座 【質問募集】8月1日(土)~21(金)まで

【スピーカー】堀池 喜一郎さん(多摩CBネットワーク世話人、平成竹とんぼ協議会顧問)

【スピーカー】川井 信良さん(株式会社文伸代表取締役社長)

【コーディネーター】米川 充さん(まちかどユニバーシティ@みたか主宰)

内 容	参加人数	託児人数
「人生100年時代」、どのように歳を重ねるか、ふたりの「達人」にいつまでも錆びない生き方のコツを学び、歳を重ねるのが楽しみになるとともに、まちや人とつながるきっかけとする。	-	-

◆ **源氏物語を読む 最も華麗な王朝絵巻的世界「玉鬘十帖」**(第36回市民会館文化祭記念講座)

【日時】10月18日(日) 10:00~12:00

【場所】市民会館 集会室

【定員】30名 【託児】なし

【講師】竹内 寿恵子さん(元高校国語科教諭)

内 容	参加人数	託児人数
「玉鬘十帖」は、光源氏の栄華の集大成であり、華麗な六条院を舞台に玉鬘の結婚を主軸に繰り広げられる。運命に翻弄されながらも、快活で誇り高く生きる玉鬘を取り上げ、現代に生きる私たちの生き方を見つめ直す。	27名	なし

◆ **夫婦で家事シェア！～男性も楽しくラク家事しませんか？**

【日時】11月14日(土) 14:00~15:30

【定員】30名

【講師】ももせ いづみさん(生活コラムニスト・家事研究家)

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため対面形式からオンラインに変更

内 容	参加人数	託児人数
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家庭内でテレワークで仕事をする人が増え、その分、家事が増えている。残念ながら女性にそれが重くのしかかっており、夫婦でのよりよい分担が進んでいないのが現状である。共働き、専業主婦世帯にかかわらず、夫婦での家事シェアが進み、よりよい家族関係が築けるよう、女性が家庭での役割に縛られず、生活が送れるよう情報を提供する。	15名	なし

◆ **デートDV「その恋本当に大丈夫？」with 成蹊大学**(成蹊大学・武蔵野市共催)

【日時】11月17日(火) 13:10~14:50

【定員】若干名

【講師】西山 さつきさん(NPO法人レジリエンス代表)

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため対面形式からオンラインに変更

内 容	参加人数	託児人数
若い男女のデートDVに焦点を当て、大学生活の早い時期に女性と男性の対等な関係を築くためにはどうしたら良いか考える。地域と大学の連携事業として、成蹊大学文学部現代社会学科「社会福祉概論」の一環として実施。	市民10名 成蹊大生 159名	なし

◆女性のための離婚に関する無料法律相談会（子ども家庭支援センター共催）

【日時】11月28日（土）13:00～17:00

【場所】男女平等推進センター 会議室

【相談員】露木 肇子さん（多摩総合法律事務所弁護士）

【定員】8名 【託児】3か月以上 小学校低学年迄相談

内 容	参加人数	託児人数
財産分与、子どもの親権、養育費、面会交流など、離婚に際して直面する困りごとについての相談会。	7名	なし

◆文章カトレーニング講座 ～的確に伝えるコツを学ぼう～

【日時】12月4日・11日・18日（全3回すべて金曜日）10:00～12:00

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】12名 【託児】6か月以上学齢前まで3名

【講師】中村 泰子さん（雑誌『くらしと教育をつなぐWe』編集長）

回	内 容	参加人数	託児人数
1	わかりやすい文章を書くコツ ～私にとって男女平等ってなんだろう？	15名	2名
2	企画、取材、編集のコツ	15名	2名
3	文章の基礎力アップのために	13名	2名

◆母と娘のちょうどよい距離感を考える

【日時】1月24日（日）14:00～15:30

【定員】30名 【対象】テーマに関心のある女性

【講師】横山 真香さん（母娘関係カウンセラー）

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため対面形式からオンラインに変更

内 容	参加人数	託児人数
母の期待を感じて苦しい娘、つい娘に自分の思いをかけ過ぎてしまう母。依存や干渉から脱出して、自分らしい生き方ができるよう、よりよい母と娘の関係が作れるよう考えていく講座。	23名	なし

◆シネマプレイス～日曜午後の映画会「弟の夫」

【日時】1月31日（日）14:00～17:00

【定員】30名 【対象】どなたでも（中学生以上）

【脚本】戸田 幸宏 【原作】田亀 源五郎 【出演】佐藤 隆太 把瑠都 根本 真陽（2018年 日本 147分 カラー）

内 容	参加人数	託児人数
小学生の娘を男手一つで育てるシングルファーザーと、弟の結婚相手だったカナダ人のゲイ男性との、3人の同居生活を通して、「家族とは?」「普通とは?」を描いた映画「弟の夫」の上映会。(※フリートーク中止)	26名	なし

◆面接、職場でより良い関係をつくる アサーティブを学ぼう! in 武蔵野(東京しごと財団・武蔵野市共催)

【日時】2月2日(火) 13:00~15:30

【定員】30名 【対象】就職活動中の女性 【託児】6か月以上未就学児5名

【講師】山本 浩子さん(国家資格キャリアコンサルタント、臨床心理士)

内 容	参加人数	託児人数
・「アサーティブコミュニケーション」って何? ・あなたのアサーティブ度はどれくらい? ・さわやかな自己表現の基本テクニック ・言いたいことが確実に伝わる話しかたを身につけよう。 (セミナー後、個別相談実施)	27名	3名

○男女共同参画週間事業(コロナ禍のため延期して実施)

☆男女共同参画フォーラム2020 テーマ「自分が決める 私が変える 自分の暮らし」

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、当初予定の6月を変更して2月15日~3月5日に実施した。

◆講演会「コロナ禍の新しい暮らし、幸せのカタチ -働き方を考える」

【日時】3月7日(日) 14:00~16:00

【場所】武蔵野スイングホール

【定員】70名 【託児】6か月以上学齢前まで10名

【講師】竹信 三恵子さん(ジャーナリスト・和光大学名誉教授)

【動画配信】武蔵野市YouTubeにて 期間:3月26日~4月30日 申込者:53名 視聴回数:93回

内 容	参加人数	託児人数
新型コロナウイルス感染拡大のため、女性や非正規労働者等、弱い立場の人が失業に直面している。一方、テレワークの普及で働き方、暮らし方に大きな変化が起き、家事の増加と負担も見逃せない事態となっている。皆がより楽しく、安心して暮らせるにはどうしたらよいか。現状と対策などについての講演会。	26名	1名

◆映画「ビリーブ(On the basis of sex)」上映会

【日時】2月20日(土) ①14:00~16:00 ②17:30~19:30(2回上映)

【場所】市民会館 集会室

【定員】各回30名 【託児】なし

【監督】ミミ・レダー 【脚本】ダニエル・スティーブルマン

【出演】フェシリティ・ジョーンズ アーミー・ハマー

(2018年/アメリカ/120分)

内 容	参加人数	託児人数
「男女平等」と「ガラスの天井」に挑み続けたルース・ベイダー・ギンズバーグ米国最高裁判所判事を題材とした映画「ビリーブ—未来への大逆転」の上映会。	延べ 54名	なし

◆映画「わたしのヒーロー」上映会&意見交換会

【日時】2月21日(日) 13:30~15:30

【場所】オンライン

【定員】90名 【託児】なし

【講師】映画「わたしのヒーロー」監督 佐藤 陽子さん

【ファシリテーター】奥野 依理子さん(境おやかひろば共同代表 育休後アドバイザー)

【企画】境おやかひろば

内 容	参加人数	託児人数
働きながら家事・育児に積極的に関わる働く父親の葛藤と、共働き夫婦に起こりがちな困難を、どのように乗り越えていくのかを爽やかに描いた映画「わたしのヒーロー」の上映会。オンラインで映画を鑑賞後、参加者同士で感想をシェアしあう意見交換を実施した。	25名	なし

◆男女共同参画フォーラムパネル展示

【日時】2月15日(月)~28日(日) 【場所】市民会館ロビー

【日時】3月1日(月)~5日(金) 【場所】市役所ロビー

【参加団体】○日本女子大学教育文化振興 桜楓会 武蔵野支部 ○境おやかひろば ○生活クラブ グループ創
○むさしのジェンダー問題を考える会 ○日本の歴史と教育を考える会 ○パシイワ武蔵野グループ
○子育てサロン にじいろじかん

◆武蔵野市男女共同参画週間事業の運営方法について

平成30年度から運営方法を見直し、市民団体や市民で構成する実行委員会形式より、男女平等推進センターが企画運営委員会の協力を得ながら「公募型」で事業を実施する方法に変更した。

報告書を作成しました
 武蔵野市男女共同参画週間事業
 男女共同参画フォーラム2020
 「自分が決める 私が変える 自分のくらし」
 令和3年6月発行
 HPからも閲覧できます。



○女性に対する暴力をなくす運動事業 期間:11月12日～25日

◆講座「離婚に関する法律知識」

【日時】11月1日(日) 14:00～16:00

【場所】市民会館 集会室

【定員】25名 【託児】6か月以上未就学児5名

【講師】露木 肇子さん(多摩総合法律事務所弁護士)

内 容	参加人数	託児人数
別居や離婚を考える時に知りたい法的知識について理解し、いざという時、不安なく進められるように、基本的なことを知るための講座。弁護士による実際のケース分析を通して、実務的な視点を学ぶ。	27名	1名

◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間 DV防止パネル展示及び関連図書展示

◆パネル展示

- ◇武蔵野プレイスギャラリー 11月13日(金)～17日(火)
- ◇市民会館ロビー 11月18日(水)～24日(火)
- ◇市役所ロビー 11月25日(水)～12月1日(火)

◆パネル製作 とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ

◆関連図書展示

- ◇中央図書館 11月10日(火)～30日(月)
- ◇吉祥寺図書館 11月5日(木)～30日(月)
- ◇武蔵野プレイス 11月13日(金)～30日(月)



○男女平等庁内推進会議

男女平等推進計画を推進するとともに、庁内関係部課相互間の事務の緊密な連携を図ることを目的とする。

開催日	場所	主な会議内容
6月26日 (幹事会)	※書面開催	・委員会・審議会等への女性の参画状況調査の報告について ・第四次男女平等推進計画進捗状況調査の報告について
7月15日 (推進会議)	※書面開催	・男女平等庁内推進会議幹事会について ・委員会・審議会等への女性の参画状況調査の報告について ・第四次男女平等推進計画進捗状況調査の報告について

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため対面形式から書面開催に変更

○男女平等職員研修

男女平等についての正しい理解と意識を高め、男女平等の視点を持って各事業・施策を推進する必要性・重要性に理解が及ぶよう、市独自の職員研修を実施。(平成21年度～)

開催日	場所	講師	内容	参加人数
2月9日	802会議室	埼玉大学基盤教育研究センター 准教授 渡辺 大輔さん	ジェンダー/セクシュアリティ教育の専門家による研修。多様性を尊重した職場や社会のあり方、一人ひとりがアライ(理解し支援する人)として行動する方法について考えを深める。	67名

○男女平等推進センター企画運営委員会

男女平等推進センターの運営に関して、地域から広く意見を求め、男女平等推進事業を推進するため、関係団体推薦者や公募市民等の10名以内で設置。(平成29年度～、任期:平成31年4月1日～令和3年3月31日)

敬称略・五十音順

	氏名	所属
	岩淵 弘美	公募市民
◎	大島 登志子	生活クラブグループ創
	竹内 寿恵子	桜楓会武蔵野支部
○	西口 周三	公募市民
	久富 明美	公募市民
	二子石 薫	むさしのジェンダー問題を考える会
	水野 麻美	学校に行きづらい子供と親の茶の間 ジョナ
	森田 千恵	センター職員
	吉田 晴代	センター職員

◎委員長 ○副委員長

開催日	場所	主な会議内容
9月15日	※Web会議	センター活動報告、今後の講座の予定と進捗状況、センター事業の広報、男女共同参画フォーラム2020について
10月13日	※Web会議	センター活動報告、今後の講座の予定と進捗状況、男女共同参画フォーラム2020について
11月10日	※Web会議	センター活動報告、今後の講座の予定と進捗状況、男女共同参画フォーラム2020について
12月15日	※Web会議	センター活動報告、今後の講座の予定と進捗状況、男女共同参画フォーラム2020について
2月16日	※Web会議	センター活動報告、今後の講座の予定と進捗状況、男女共同参画フォーラム2020、男女共同参画フォーラム2021について
3月23日	市民会館 講座室	今後の講座の予定と進捗状況、男女共同参画フォーラム2020振り返り、男女共同参画フォーラム2021、活動内容の振り返りについて

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月～8月は開催を中止。9月からWeb会議方式で開催。

3. 情報収集・発信

○パネル展示他

●子育てフェスティバル

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため中止

●市民会館文化祭 パネル展示（男女平等推進センター紹介パネルの展示・「まなこ」の紹介）

【日時】10月16日（金）～21日（水）【場所】市民会館 1階廊下

●東京ウィメンズプラザ センター紹介パネル展示

【日時】令和2年10月上旬～令和3年8月下旬（予定）【場所】東京ウィメンズプラザ 交流コーナー



○男女平等情報誌『まなこ』(HPから閲覧できます)

《109号12月発行全8ページ》(コロナ禍のため7月の発行を延期)

【主な内容】

- ・特集 それぞれのよりどころ
- ・安心して居られる場所を作ること (NPO法人ハンズオン埼玉 西川正さん)
- ・「ひとりぼっちじゃないよ」誰でも気軽に立ち寄れる多世代交流の拠点(クラフトハウスぱく 小境範子さん)
- ・中学生のための「放課後カフェ」をつくりたい
- ・支えあう子育ての新しいカタチへ(すくすく泉)



《110号3月発行全8ページ》

【主な内容】

- ・特集 コロナ禍の家族関係
- ・コロナ禍で露呈した日本の弱さ(一般社団法人社会的包摂サポートセンター 遠藤智子さん)
- ・今までの、男と女にまつわる「べき」から脱しよう(関西大学教授 多賀太さん)



○図書・収集資料関連

●所蔵図書 分類一覧(日本十進分類法に準拠 HPから閲覧できます)

令和3年3月末現在

ジャンル	分類番号	冊数
情報 郷土資料	007~090 ※022を除く	58
復刻版	022	17
哲学 自己表現 心理 カウンセリング 生き方 宗教	116~191	119
歴史 伝記 自伝	210~289	65
政治 国家 選挙 人権 地方行政 男女共同参画 戦争と平和 法律 憲法 民法 司法 国際連合 国際法 国際会議	312~329	131
経済 人口論 人口問題 会社・経営 保険 統計 社会 社会学 メディア 社会保障	330~364	78
働き方 労働 労働法 仕事 再就職 セクハラ 女性労働	366	179
ワーキングマザー 起業		
ジェンダー 女性学 女性論 フェミニズム 女性解放 女性問題 母性 世界の女性 地域女性史 女性史 男性問題 親子 家族 子ども 中高年 結婚・離婚 性・性教育	367	760
社会病理 摂食障害 売買春 DV 性暴力	368	121
介護 社会保障 福祉 災害 市民活動	369	54
教育 教師 学習 社会教育 学校教育 幼児教育 家庭教育	371~379	75
習俗 葬送 人類学	383~389	5
生命 生命科学 女性の身体 医療 女性医療 更年期 エイズ 病気 生殖 妊娠・出産 医師	460~498	71
環境 住居 家庭経営 下着 洋服 美容	519~595	15
育児	599	39
テレビ 芸術 絵画 図案 写真 演劇 映画 護身術 言語	699~833	132
対談 辞典		
文学評論 作家 小説 文学史 詩 戯曲 エッセイ 書簡	901~	165
手記 記録 ルポルターージュ 仏文学		
合計		2084

※この他に子ども用図書217冊

●利用状況

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
貸出人数	108名	110名	288名
図書貸出冊数	219冊	193冊	482冊

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出人数	1	2	11	19	14	2	11	18	12	3	6	9	108
貸出冊数	1	7	27	34	25	4	24	37	25	7	11	17	219

●行政資料等

武蔵野市刊行 各種統計・計画・調査報告書他、内閣府・都・全国各自治体・大学からの白書・事業概要・調査研究報告書等があります。

●購読雑誌

月刊女性情報、隔月刊女性展望、We learn、OPINION 女、婦人公論

●購読新聞

ふえみん

●DVD

31タイトル

4. 団体活動支援

○男女平等推進団体活動補助金

団体の活性化と市の施策を効果的に推進するため、市内の男女平等推進団体(23ページ参照)が行う男女平等社会実現に向けての研修、調査、研究活動に対して、その経費の一部を補助(上限5万円)しています。(令和2年度 2団体 計84,177円)

交付団体名	金額(円)	補助事業内容
共同参画むさしの	50,000	緊急講演「ケニアのコロナ状況から語る～アフリカの野生動物、女性、そして平和」
むさしの男女平等推進市民協議会	34,177	講座「医学の世界から見た男女平等推進の現状」

○男女平等推進団体交流会

新型コロナウイルス感染症の発症・感染拡大を防ぐため中止。

《ロッカー貸出》

ロッカーを「武蔵野市男女平等推進団体」に貸し出しています。令和2年度の利用団体は5団体でした。

《会議室貸出》

男女平等推進センター ヒューマンあい では、会議室を貸し出しています。ぜひご利用ください。(3ページ参照)

5. 相談

《女性総合相談》

女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員がお話を伺い、解決に向けて一緒に考えます。平成29年度より、市民活動推進課市民相談係から男女平等推進センターへと相談事業を移管しました。

○対象：市内在住・在勤・在学の方

○費用：無料

○申込方法：相談実施日の1か月前の1日より受付開始（1日が休館日の場合は翌開館日）。男女平等推進センターの窓口又は電話にて予約を受け付けます。

○電話番号：0422-37-3410

○秘密厳守

実施日時（毎月）

相談時間（1回50分）	
第1土曜日	①午後 1時～ ②午後 2時～ ③午後 3時～
第2金曜日	①午後 6時～ ②午後 7時～ ③午後 8時～
第4火曜日	①午前 9時～ ②午前10時～ ③午前11時～

実施実績

	平成28年度	平成29年度※1	平成30年度	令和元年度	令和2年度※2
相談枠(回/月)	平日日中 5 *平日夜間 3 *土曜日中 3 *1月～3月のみ	平日日中 6 平日夜間 2 土曜日中 3	平日日中 3 平日夜間 3 土曜日中 3	平日日中 3 平日夜間 3 土曜日中 3	平日日中 3 平日夜間 3 土曜日中 3
相談件数(件/年)	42	71	68	56	63
相談員数(人)	1	1	1	1	1

※1 平成29年の1月から3月は、市民相談係と男女平等推進センターを合わせた実施実績分。

※2 新型コロナウイルス感染症への対応のため、緊急事態宣言中(R2.4.7～5.26)は面談による相談を停止し、電話相談のみで実施。

内容別件数

年度	生き方	こころ	からだ	家庭	暴力	人間関係	仕事	暮らし	法律	その他	計
平成28(2016)年度	5	6	2	54	10	5	1	1	—	7	91
平成29(2017)年度	9	8	2	53	7	5	—	3	2	—	89
平成30(2018)年度	26	14	9	56	5	9	4	6	3	3	135
令和元(2019)年度	17	12	5	46	5	10	5	6	3	1	110
令和2(2020)年度	12	9	3	48	3	4	1	2	2	5	89

※一件に複数項目の内容を含む相談があるため、相談件数とは一致しない。

※平成29年は1月から3月は、市民相談係と男女平等推進センターを合わせた実施分。



《女性法律相談》(平成30年度より実施)

女性がかかえる様々な悩みについて、法的なアドバイスが欲しいとき、経験豊かな女性弁護士に相談できます。

○対象:市内在住の方

○費用:無料

○申込方法:相談実施日の前月1日より受付開始(1日が閉館日の場合は、翌開館日)。男女平等推進センターの窓口又は電話で予約を受け付けます。

○電話番号:0422-37-3410

○秘密厳守

実施日時

相談時間(各回30分 計4枠)	
毎月第1土曜日	①午前9時30分 ②午前10時10分 ③午前10時50分 ④午前11時30分

実施実績

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度※
相談枠(回/月)	土曜日中 4	土曜日中 4	土曜日中 4
相談件数(件/年)	32	21	28
相談員数(人)	1	1	1

※新型コロナウイルス感染症への対応のため、5月の緊急事態宣言中は中止、6月より電話での相談を再開、9月より面談による相談を再開。

《むさしのにじいろ電話相談》(性的志向・性自認に関する相談)

性的志向・性自認に関する様々な悩みについての相談です。本人のみならず家族や支援者からの相談、面談も可。

令和元年10月から毎月(第二水曜日 17:30~20:30)実施。面談による相談を令和2年6月から開始。

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度※
相談日	12月9日・11日	第二水曜夜	第二水曜夜
相談件数(件/年)	5	4	38
相談員数(人)	1	1	1

※新型コロナウイルス感染症の発症・感染拡大を防ぐため、面談による相談開始を4月から6月に延期。

6. 調査研究

○武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会

回	開催日	場所	検討内容
1	12月21日	※書面開催	・「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間まとめ」について

※新型コロナウイルス感染症の発症・感染拡大を防ぐため。

Ⅲ. 資料

○武蔵野市男女平等推進団体一覧(令和2年9月現在18団体)

- ・むさしの男女平等推進市民協議会
- ・(一社)日本女子大学教育文化振興 桜楓会 武蔵野支部
- ・学校に行きづらい子供と親の茶の間 ジョナ
- ・共同参画むさしの
- ・境おやこひろば
- ・生活クラブグループ創
- ・作ろう!みんなのジモト Wa-shoi/パートナーシップ
- ・日本の歴史と教育を考える会
- ・ハジメのハンポ
- ・パシイワ武蔵野グループ
- ・ひまわりママ
- ・ママココ
- ・まめっちょ
- ・むさしのジェンダー問題を考える会
- ・無二の会
- ・ゆう3(ゆうスリー)
- ・らっこの会
- ・子育てサロン にじいろじかん

○武蔵野市男女平等推進団体登録要綱

平成9年5月9日要綱第21号

最終改正 平成29年4月1日要綱第40号

武蔵野市男女平等推進団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女平等社会の実現に向けて活動する男女平等推進団体（以下「団体」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

(団体登録の基準)

第2条 団体の登録に必要な基準は、次のとおりとする。

(1) 男女平等社会の実現に向けての活動を主たる目的として、継続的かつ計画的に活動する団体（次の行為を行うものを除く。）であること。

ア 営利を目的とした行為又は当該行為を援助する行為

イ 特定の政党、宗教又は教団を支援する行為

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる行為

(2) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 団体の構成員が5人以上で、原則として構成員の2分の1以上が武蔵野市内に在住し、在勤し又は在学していること。

イ 団体の主たる活動の場が武蔵野市内であり、かつ、活動の本拠としての事務所を武蔵野市内に有すること。

ウ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。

(登録の申請)

第3条 登録を希望する団体は、武蔵野市男女平等推進団体登録申請書（第1号様式）に団体の規約を添えて市長に提出しなければならない。

(登録の認定)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、第2条に規定する基準に適合すると認めるときは、団体として名簿に登録し、文書をもって当該団体に通知する。

(名簿の公開)

第5条 前条の規定により調製された名簿は、その写しを公開する。

(登録の継続及び抹消)

第6条 登録の継続又は抹消を希望する団体は、毎年4月末日までに武蔵野市男女平等推進団体登録継続（抹消）届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(以下、略)

○武蔵野市男女平等の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策（第9条—第21条）

第3章 男女平等推進審議会（第22条）

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理（第23条・第24条）

第5章 雑則（第25条）

付則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以来「武蔵野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。

また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切に自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、武蔵野市（以下「市」という。）、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方（性自認（自らの性別に関する認識をいう。）及び性的指向（恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。）を含む。）をいう。
- (2) 男女平等 全ての人が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、市内の学校に在学し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内において活動する個人をいう。
- (4) 事業者等 営利と非営利とを問わず、市内において活動を行う法人その他の団体及び市内において事業活動を行う個人をいう。
- (5) 性別等による差別的取扱い 次に掲げる取扱いをいう。

- ア 性別等を理由とする直接的かつ不合理な取扱い
 - イ 直接に差別的な条件、待遇差等を設けていないが、性別等による著しい不利益を被るおそれがある基準、慣行等を適用する取扱い
- (6) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいう。
- ア ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）
 - イ ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。）
- (7) 性に関するハラスメント 相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (8) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であることをいう。
- (9) セクシュアル・ライツ 性に関することを自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができる基本的権利をいう。
- (10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいう。
- (11) ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取組を推進するものとする。

- (1) 全ての人々が、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力（以下単に「性別等に起因する暴力」という。）、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害（以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。）を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 全ての人々が、性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人々が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
- (4) 全ての人々が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 全ての人々が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 全ての人々が、国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。
- (7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協働するものとする。

3 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等に対する理解を深め、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場において、男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項)

第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性に関するハラスメントを行わせてはならない。

2 市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

(公表される情報への配慮等)

第8条 市、市民及び事業者等は、情報を公表する際には、性別等による差別的取扱い若しくは性別等による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくは是認させ、又は性別等に起因する暴力を誘発することのないよう配慮するものとする。

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策

(男女平等推進計画の策定)

第9条 市長は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、武蔵野市男女平等推進計画（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により市が策定する計画をいう。以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、武蔵野市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

3 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画の年次報告)

第10条 市長は、推進計画の実施状況について、年次報告を作成し、審議会の評価及び意見を添えて、これを公表するものとする。

(推進体制等)

第11条 市は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

第12条 市は、武蔵野市立男女平等推進センター条例（平成27年12月武蔵野市条例第63号）第1条に規定する武蔵野市立男女平等推進センター（以下「センター」という。）を、男女平等を推進するための拠点とする。

2 市は、センターにおいて、男女平等に関する相談への対応を行うほか、男女平等を推進するための事業を行うものとする。

- 3 市は、センターのほか、男女平等に関する相談のうち、性別等に起因する暴力に関するものを受けるための窓口を設置する。
- 4 市は、前2項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等を推進する施策の策定及び変更に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発、普及及び広報)

第14条 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等に関して、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者等の活動に対する支援)

第15条 市は、男女平等の推進に関する活動を行う市民及び事業者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(性別等に起因する暴力の根絶及び被害者への支援)

第16条 市は、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場における性別等に起因する暴力の根絶に向けて必要な措置を講ずるとともに、性別等に起因する暴力により被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と社会生活との調和)

第17条 市は、全ての人が、性別等にかかわらず、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう必要な支援を行うものとする。

(セクシュアル・ライツへの配慮及びリプロダクティブ・ヘルスに関する支援)

第18条 市は、市民のセクシュアル・ライツに配慮するとともに、市民が生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスを実現し、かつ、保持できるよう、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習に携わる者に対する支援)

第19条 市は、保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われるよう、当該教育及び学習に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(防災施策における男女平等の推進)

第20条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等の視点が確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(ポジティブ・アクション)

第21条 市は、第14条から前条までに定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じていると認められる場合には、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女平等推進審議会

第22条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、審議会を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

(1) 推進計画の策定及び変更に関すること。

(2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。

(3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)の処理の在り方に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関すること。

- 3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女平等の推進のため必要があると認める事項について、市長

に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、男女平等の推進に関して優れた識見を有する者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
- 5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理

（苦情の申立て）

第23条 市民及び事業者等は、市に対して、苦情を申し立てることができる。

- 2 苦情の申立ての窓口は、センターに置く。
- 3 市は、苦情について、公正かつ適切に対応するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、苦情の申立てに関して必要な事項は、規則で定める。

（苦情処理委員会）

第24条 苦情について、公正かつ適切に対応するため、武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を設置する。

- 2 苦情処理委員会は、審議会の委員の中から市長が別に委嘱する委員3人以内をもって組織する。
- 3 苦情処理委員会の委員の任期は、審議会の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 苦情処理委員会は、苦情の申立てに係る市の施策を実施する機関に対し、資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは是正その他の措置を講じるよう意見を述べることができる。
- 5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により策定された武蔵野市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定される推進計画となり、同一性をもって存続するものとする。

（様式 略）

○沿革

＜むさしのヒューマン・ネットワークセンター開設まで＞	
昭和60年4月	婦人行動計画関連事項の担当が市民活動課に決定
昭和60年10月～61年12月	婦人問題懇談会(第一期)設置
昭和61年12月	婦人問題懇談会(第一期)報告書提出
昭和62年	市役所各課での提言への取り組みの検討(現状、問題点、実施方法など)
昭和62年9月	婦人問題に関する意識調査実施
昭和62年6月～63年9月	婦人問題懇談会(第二期)設置
平成1年4月	児童婦人部児童婦人室婦人問題担当設置
平成1年10月	婦人問題関係者会議開催
平成2年5月	婦人関係施策について「市長と語る会」開催
平成2年9月	『武蔵野市女性行動計画』策定
平成3年2月	平成2年度女性関係行政推進会議開催
平成3年2月	女性行動計画推進市民会議発足(第一期)
平成3年2月	男女共同参画情報誌「まなこ」創刊(児童婦人室 婦人問題担当)
平成4年3月	女性行動計画推進市民会議報告書提出(第一期)
平成4年5月	平成4年度女性関係行政推進会議開催
平成4年7月	女性行動計画推進市民会議発足(第二期)
平成5年2月	武蔵野市女性問題に関する意識調査
平成5年9月	女性行動計画推進市民会議報告書提出(第二期)
平成6年3月	「むさしのヒューマン・プラザ」(仮称)基本構想検討委員会発足
平成6年5月	平成6年度女性関係行政推進会議開催
平成8年3月	「むさしのヒューマン・プラザ」(仮称)基本構想検討委員会報告書提出
平成8年5月	平成8年度女性関係行政推進会議
平成8年7月	女性行動計画推進市民会議発足(第三期)
平成9年1月	武蔵野市男女共同参画に関する意識調査実施
平成9年5月	平成9年度第1回女性関係行政推進会議
平成9年10月	女性行動計画推進市民会議報告書提出(第三期)
平成9年12月	平成9年度第2回女性関係行政推進会議
平成10年3月	『武蔵野市第二次女性行動計画』策定
平成10年5月	平成10年度第1回女性関係行政推進会議
平成10年6月	女性行動計画推進市民会議発足(第四期)

平成10年11月	むさしのヒューマン・ネットワークセンター開設(管理及び運営をむさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会に委託)
<センター開設後>	
平成11年3月	「むさしのヒューマン・ネットワークセンターだより」創刊(運営協議会)
平成13年5月	ホームページ開設(運営協議会)
平成13年～14年	第五期武蔵野市女性行動計画推進市民会議設置
平成14年8月	武蔵野市男女共同参画に関する意識調査実施
平成15年1月	武蔵野市女性行動計画推進市民会議報告書(第五期)提出
平成16年4月	『武蔵野市男女共同参画計画』策定
平成17年8月	武蔵野市男女共同参画推進会議開催
平成18年8月	武蔵野市男女共同参画推進会議開催
平成19年8月～20年10月	武蔵野市男女共同参画推進市民会議設置
平成20年7月	武蔵野市男女共同参画に関する意識調査実施
平成20年11月	武蔵野市男女共同参画推進市民会議報告書提出
平成21年3月	『武蔵野市第二次男女共同参画計画』(平成21年～25年)策定
平成21年4月	センター長配置
平成21年5月	「条例を考える会」自主勉強会発足(運営協議会)
平成21年5月	「センターのこれからを考える会」自主勉強会発足(運営協議会)
平成21年7月	「センターだより」を「そよ風」に名称変更(運営協議会)
平成21年9月～22年9月	武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第二期)設置
平成22年4月	会議室利用の団体登録制実施(運営協議会)
平成22年7月	「協議会のあり方を考える検討会」自主勉強会発足(運営協議会)
平成22年11月	「新センターを検討する会」発足(運営協議会)
平成22年11月	武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第二期)意見書提出
平成23年9月～24年3月	武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第三期)設置
平成24年4月	武蔵野市直営に移行
平成24年10月	武蔵野市男女共同参画推進委員会設置
平成24年11月	武蔵野市男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成25年2月	武蔵野市男女共同参画に関する職員意識調査実施
平成25年6月	男女共同参画フォーラム実施(第1回)
平成26年3月	『武蔵野市第三次男女共同参画計画』(平成26年～30年)を策定 (『武蔵野市配偶者暴力対策基本計画』を包含)

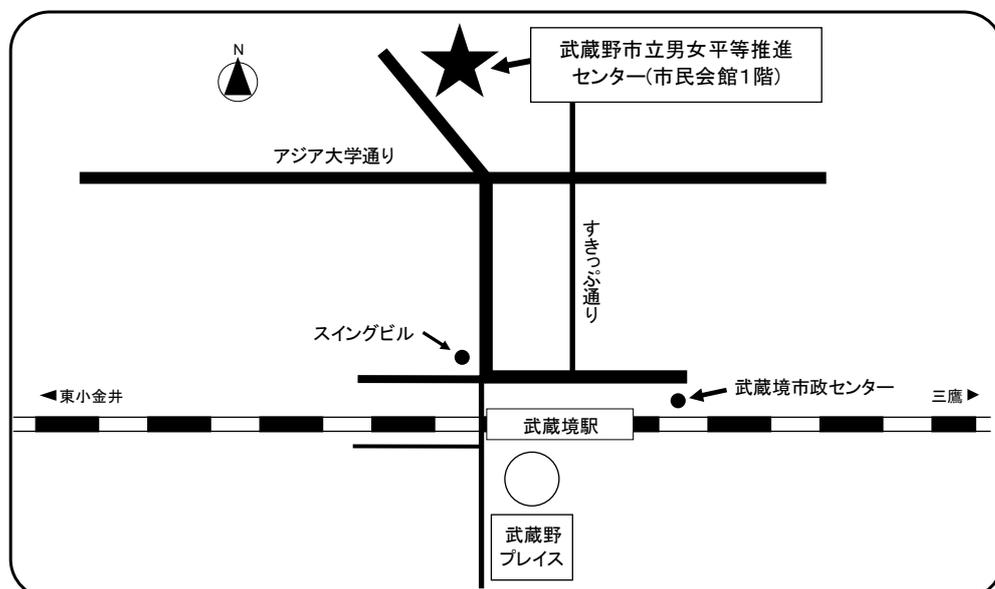
平成26年10月	平成26年度武蔵野市男女共同参画推進委員会設置(全4回)
平成27年10月	平成27年度武蔵野市男女共同参画推進委員会設置(全5回)
平成27年11月	武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会設置(全12回)
平成27年12月	武蔵野市立男女共同参画推進センター条例制定
平成28年10月	市民会館1階へ移転 名称を「武蔵野市立男女共同参画推進センター ヒューマンあい」に変更
平成28年11月	平成27年度武蔵野市男女共同参画推進委員会設置(全4回)
平成29年1月	女性総合相談を市民活動推進課市民相談係から男女平等推進センターに移行 男女平等推進センターで相談事業を開始
平成29年3月	男女共同参画センター ヒューマンあいだより そよ風」最終号(Vol.56)
平成29年4月	「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」施行
平成29年4月	「武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい」に名称変更
平成29年7月	男女平等推進情報誌「まなこ」100号『「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」ができました』発行(市民部 市民活動推進課 男女平等推進センター)
平成29年10月	武蔵野市男女平等に関する市民意識調査実施
平成29年11月～12月	男女平等に関する職員アンケート実施
平成30年4月	女性法律相談開始
平成31年3月	『武蔵野市第四次男女平等推進計画』(令和元年度～令和5年度)を策定 (『武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画』・『武蔵野市女性活躍推進計画』を包含)
令和元年10月	性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボー ムサシノシ宣言
令和元年10月	むさしのにじいろ電話相談(性的志向・性的自認)を毎月実施に充実
令和2年6月	市長から「パートナーシップ制度導入について」男女平等推進審議会に諮問
令和3年3月	男女平等推進審議会から「パートナーシップ制度導入検討報告書」市長へ答申

● 所在地案内

JR中央線・西武多摩川線「武蔵境」駅下車

nonowa口より徒歩5分

市民会館 1階





ヒューマンあいシンボルマーク



令和2年度事業概要

編集・発行:武蔵野市市民部市民活動推進課
武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい

〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階

Tel:0422-37-3410

Facsimile:0422-38-6239

Mail: danjo@city.musashino.lg.jp

HP: [武蔵野市 男女平等](#)

令和3年11月発行

